

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 4 | 後期高齢者医療制度に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| 事務の名称 | 後期高齢者医療に関する事務 |
| 事務の概要 | <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の資格管理、保険給付及び保険料賦課・徴収などに関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療の資格管理・保険給付 広域連合電算処理システムとの世帯構成の変更などの異動情報の連携 被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、被保険者資格証明書及び特定疾病療養受療証の発行・管理に関する事務 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 一部負担金に係る措置に関する事務 後期高齢者医療に係る申請の受理、審査、応答に関する事務 一時差止めに関する事務 保健事業の実施に関する事務 後期高齢者医療の保険料賦課・徴収管理 後期高齢者医療保険料の決定を行う後期高齢者医療広域連合との被保険者情報の連携 督促告・滞納処分等を行うための保険料収納状況の確認 後期高齢者医療広域連合で決定した保険料の期割額の作成 保険料の収納方法の変更・保険料口座振替の登録 保険料の過誤納付部分の還付事務 |
| システムの名称 | <ol style="list-style-type: none"> 後期高齢システム 団体内統合宛名システム 広域連合電算処理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 後期高齢者医療関連情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第11項 別表第1 59の項 ・番号法別表第一 主務省令で定める事務を定める命令第46条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| 実施の有無 | <p>[実施しない]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| 法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| 部署 | 区民部国保年金課 |
| 所属長の役職名 | 国保年金課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|--|
| 請求先 | 墨田区民部国保年金課後期高齢者医療資格・給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6192 墨田区民部国保年金課後期高齢者医療保険料担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-8100 |
|-----|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 墨田区民部国保年金課後期高齢者医療資格・給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6192 墨田区民部国保年金課後期高齢者医療保険料担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-8100 |
|-----|--|

しきい値判断項目

1. 対象人数

| | | |
|------------------|-----------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | < 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年5月31日 時点 | |

2. 取扱者数

| | | |
|------------------------|--------------|--------------------------------|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年5月31日 時点 | |

3. 重大事故

| | | |
|--|----------|----------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし |
|--|----------|----------------------------|

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|----------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | < 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|---|
| 平成30年3月31日 | 対象人数 いつ時点の計数か | 2017/3/31 時点 | 2018/3/31 時点 | 事後 | |
| 平成30年3月31日 | 取扱者数 いつ時点の計数か | 2017/3/31 時点 | 2018/3/31 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月18日 | リスク対策 | | 項目追加 | 事後 | 様式変更による。 |
| 令和1年12月13日 | システムの名称 | 3 中間サーバー | 項目削除 | 事後 | 区の業務範囲を見直したため。 |
| 令和1年12月13日 | しきい値判断項目 3. 重大事故 | 2) 発生なし | 1) 発生あり | 事後 | 特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。 |
| 令和1年12月13日 | しきい値判断結果 | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 事後 | 特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。 |
| 令和1年12月13日 | リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 事後 | 特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。 |
| 令和1年12月13日 | I 関連情報 4 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無 | 実施する | 実施しない | 事後 | 区の業務範囲を見直したため。 |
| 令和1年12月13日 | I 関連情報 4 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | 番号法第19条第7項 別表第二の81の項及び83の項 | 項目削除 | 事後 | I関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無 について、実施しないに変更したため。 |
| 令和1年12月13日 | I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名 | 後期高齢者医療被保険者台帳 | 後期高齢者医療関連情報ファイル | 事後 | 特定個人情報ファイルの範囲を見直したため。 |
| 令和1年12月13日 | IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | 情報移転の範囲を見直したため、項目追加。 |
| 令和1年12月13日 | IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 十分である | 項目削除 | 事後 | I関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無 について、実施しないに変更したため。 |
| 令和1年12月13日 | IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスク対策は十分か | 十分である | 項目削除 | 事後 | I関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無 について、実施しないに変更したため。 |
| 令和1年12月13日 | - 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6241 | 墨田区民部国保年金課後期高齢者医療資格・給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6192 墨田区民部国保年金課後期高齢者医療保険料担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-8100 | 事後 | |
| 令和2年6月11日 | 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日時点 | 令和2年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月11日 | 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日時点 | 令和2年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月11日 | しきい値判断項目 3. 重大事故 | 1) 発生あり | 2) 発生なし | 事後 | 特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため |
| 令和2年6月11日 | しきい値判断結果 | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 事後 | 特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため |
| 令和2年6月11日 | リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 基礎項目評価書 | 事後 | 特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため |
| 令和3年6月10日 | 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年5月31日時点 | 令和3年5月28日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月10日 | 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月31日時点 | 令和3年5月28日時点 | 事後 | |
| 令和4年6月16日 | 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年5月28日時点 | 令和4年5月31日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|-------------|-------------|------|-----------|
| 令和4年6月16日 | 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年5月28日時点 | 令和4年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月26日 | 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年5月28日時点 | 令和5年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月26日 | 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年5月28日時点 | 令和5年5月31日時点 | 事後 | |